

### お詫びと訂正のお願い

「月刊警察」2018年11月号付録『2019年版 SA問題集 法学編』150頁の問29(5)の解説文に誤りがありました。深くお詫び申し上げます。

以下のとおり訂正し、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

- (5) **正しい**。加重逃走罪の主体には、「勾引状の執行を受けた者」が含まれるが、逮捕状を執行され、留置中の者もこれに当たる（東京高判昭33.7.19）。よって、通常逮捕された者、緊急逮捕されていて逮捕状が発付された者は本罪の主体となるが、現行犯逮捕されて勾引状の執行を受ける前の者、緊急逮捕されていて逮捕状が発付される前の者は、本罪の主体とならない。なお、単純逃走罪の主体は「裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者」であるが、通常逮捕され留置中の者はこれに含まれず、他方、勾留されている被疑者はこれに含まれる。